

熱海市被災宅地復旧事業 補助金制度について

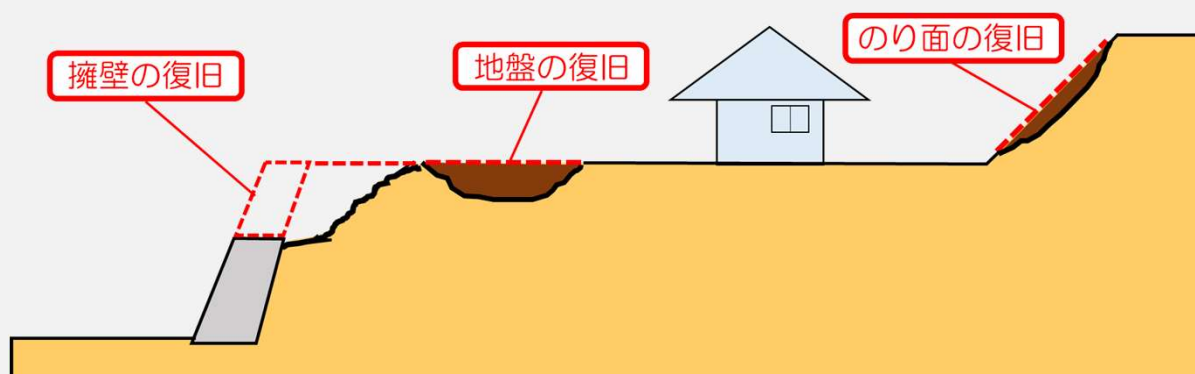
熱海市では、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山土石流災害によって被害を受けた宅地について、その復旧工事費用の一部を助成する補助金制度を創設しました。

目 的

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害における被災者の生活環境の早期復旧及び、被災地区の安全性の回復を図ることが目的です。

補助対象

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害によって被害を受けた宅地が対象です。被害を受けた宅地を被災前の状態に復旧するための工事で、「地盤の復旧工事」「のり面の復旧工事」「擁壁の復旧工事」のいずれかに該当する工事が対象です。



補助金額

補助対象工事に要した費用もしくは、補助対象工事に要する費用として市が算出した費用の、いずれか少ない金額の90%を補助します。なお、補助金の上限額は、1,000万円です。

Q & A

【全般に関すること】

Q. 補助金の相談窓口は、どこですか？

A. 市の復興調整室（TEL：0557-86-6386）です。なお、相談がある方は、相談日の調整をさせていただきたいため、事前連絡をお願いします。

Q. 補助金が交付されるまでの大まかな流れは、どうなりますか？

A. 補助対象の有無の現地調査 ⇒（対象の方、対象かどうか不明の方）市への事前相談 ⇒ 業者依頼 ⇒ 交付申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 現場着手 ⇒ 現場完了 ⇒ 完了実績報告書 ⇒ 交付額確定 ⇒ 補助金請求 ⇒ 補助金受理。

【全般に関すること】

Q. どこに工事を依頼すればいいのですか？

A. 建設会社等への依頼をお願いします。依頼先が分からない方については、復興調整室にご相談ください。

Q. 補助金を受ける前の工事費を用意できない場合は、どうすればいいのですか？

A. 基本的には、申請者さまによる工事費のご用意（立替え）をお願いします。どうしてもご用意できない場合については、一度、復興調整室にご相談ください。

【補助対象の有無に関すること】

Q. 古くなった擁壁を土石流での被害は無かったが作り直したい。補助金の対象となりますか？

A. 土石流の被害がなかった擁壁等は補助の対象となりません。

Q. 被害の程度は、どこまでが補助対象となりますか？

A. 今回の土石流によって被災したものであれば、基本的には被災の程度は問いません。よって、ひび割れ等の軽微なものについても補助対象となりますので、市の担当者が現地確認等させていただきます。

Q. 被災した住宅等の建物は、補助対象となりますか？

A. 対象外となります。

Q. 被災したフェンスやブロック塀は、補助対象となりますか？

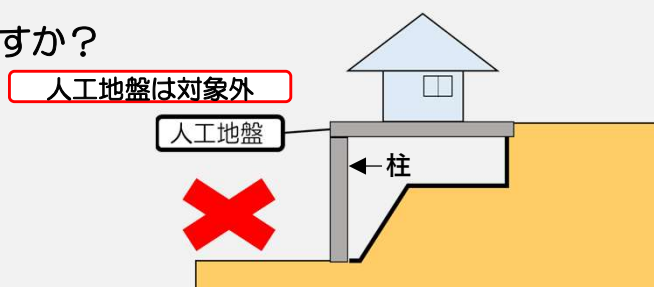
A. 対象外となります。

※道路・河川事業の影響により取り壊し等が発生する場合は、各事業による補償対象となります。



Q. 人工地盤は、補助対象となりますか？

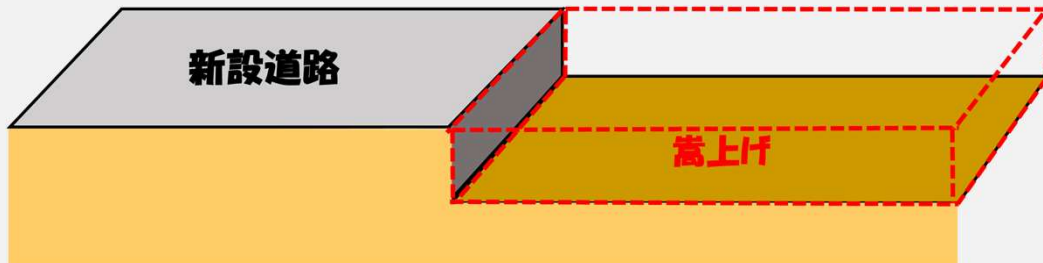
A. 対象外となります。



Q. 地盤の土留めを兼ねている駐車場は、補助対象となりますか？

A. 土留めを兼ねている部分が補助対象となる可能性がありますので、復興調整室にご相談ください。

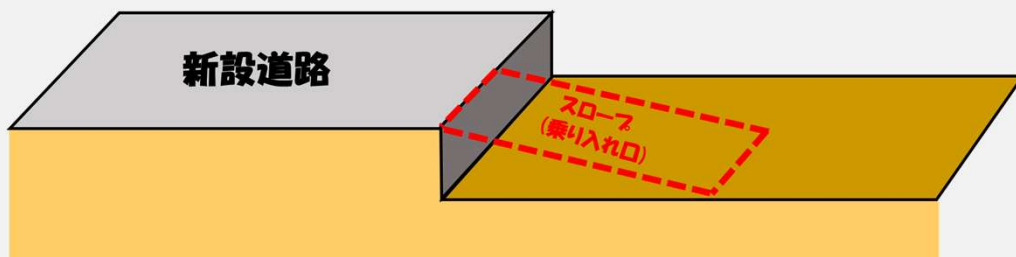
- Q. 市の計画道路（河川兩岸道路）との高低差が生じることへの対応は、補助対象となりますか？また、その調整は、どうすればいいですか？
- A. 計画道路が高くなり、宅地への影響が出る方については、計画道路高に合わせて宅盤を嵩上げすることも補助の対象となります。また、その調整については、復興調整室でさせていただきます。



- Q. 既存不適格の擁壁への対応は、どのようになりますか？
- A. 被災した擁壁の復旧については、原形復旧での対応が基本となります。但し、どうしても新設が必要で擁壁高が2.0mを超えるような場合については、建築確認が必要となることから、現在の建築基準法に適合した擁壁に変更する場合も補助対象となります。
- Q. 調査費、設計費、事務費は、補助対象となりますか？
- A. 宅地復旧にかかる調査、設計、事務手続きなどにかかる費用も補助対象となります。但し、復旧工事を実施しない場合の調査費、設計費等は、補助対象外となります。

【復旧工事に関すること】

- Q. 復旧工事の着手は、申請前に行ってもいいですか？
- A. 申請書を提出して頂き、市より交付決定通知を受けてからの現場着手となりますので、申請前での現場着手はしないでください。
- Q. 道路事業などによる宅地への影響と宅地復旧の調整は、どうなりますか？
- A. 道路事業による宅地への影響については、道路事業による補償で乗入れ口の整備等を行うことが可能ですので、復興調整室にご相談ください。



- Q. 復旧工事に伴う構造物の復旧位置等の隣地との調整は、どうすればいいですか？
- A. 民地間の復旧位置の調整については、依頼業者さま等で対応可能ですが、不安等ありましたら、復興調整室にご相談ください。

【申請手続きに関すること】

Q. 申請手続きの流れは、どうなっていますか？

A. 詳細は熱海市役所ホームページに手続きのフロー図を掲載しています。
<https://www.city.atami.lg.jp/kurashi/bousai/sizusan/saigai/index.html>

Q. 依頼業者が決まった後の申請手続きは、どうすればいいのですか？

A. 依頼業者さまで手続きが可能です。なお、依頼業者さまでご不明な点は、復興調整室にご相談くださるよう依頼業者さまにご案内をお願いします。

Q. 申請は、いつまでにすればいいですか？

A. 補助金交付要領の施行日(令和5年9月29日)から起算して3年間です。但し、市の復興事業等の影響により帰還ができない様な状況においては、この限りでないため、この様な状況の方については、復興調整室にご相談ください。

Q. 申請手続きの処理期間は、どれくらいですか？

A. 申請書を受付けてから、2週間を標準審査期間として事務処理を行い、交付決定通知(不交付決定通知を含む)を行います。

Q. 工事途中で工事内容が変更となった、または工事が中止となった場合の対応は？

A. 工事内容の変更があった場合は、市に変更交付申請書を提出して頂き、再度、市の交付決定通知を受けることとなります。また、工事が中止となった場合についても同様に変更交付申請書を提出してください。

申請の始め方

その1

**まずは、復興調整室へ
お電話(TEL:0557-86-6386)ください。**

その2

**ご相談後、現地確認などを
一緒に行わせていただきます。**

その3

**現地確認後、詳しい進め方について、
改めてご説明させていただきます。**

お問合せ先

■本パンフレット内容は概要であり、補助には様々な条件があります■

■詳しくは下記までお問い合わせください■

熱海市 観光建設部 都市整備課 復興調整室 TEL 0557-86-6386